

**A study on the familial background of the Imperial Ming's
military commissioner (Jinglue) of Korea Song Yingchang
during the Bunroku campaign of the Imjin Korean War,
1592–1593**

—based on collective works and local chronicles

ZHANG Ziping

Keywords: Song Yingchang, military commissioner, Bunroku campaign,
collective works, local chronicles

Abstract

Studies on the Imperial Ming's military commissioner (Jinglue) of Korea Song Yingchang during 1592–1593 tend to focus on the things he reported to the Wangli emperor and the exchange of information between him and the councilors of the Imperial court. However, we know very little about his personal experience and family background. There are few details available on about Song Yingchang and his family in the official history (Ming shi) and the historical achievements (such as Ming shilu) of the Ming dynasty. This thesis attempts to add to the knowledge of Song Yingchang and his family's personal experience through a study on the collective works and local chronicles of his contemporaries.

文禄役中の「援朝経略」宋応昌出身に ついての一考察 —文集と方志史料を手掛に

歴史民俗資料学研究科 博士後期課程 3 年
張 子平

はじめに

小稿の課題は、主に文禄の役中に明国の援軍を率いて朝鮮を救援していた経略宋応昌の出身に関わる史料を整理する作業を目的にし、並びに宋応昌の家族状況を明確にすることである。もとより、現在盛んでいる「文禄・慶長の役」の研究分野では、文禄の役の間に援朝明軍の最高統帥を務めた宋応昌が明側において日本との戦争と講和に重要な役割を当たられた重役の人物であるが、彼を対象とする研究は実際に非常に稀なものである。現在迄の「文禄・慶長の役」の研究史を概観してみれば、日本側の研究者は宋応昌の事跡に触れた例が見られないとは言えないが、殆ど彼の公私文書集『経略復国要編』の一部の文書を引用し、彼の文禄役における活動を検証することである。宋応昌の出身と任官経歴に対しては、むしろ一種無関心な現状に留まっている¹⁾。一方、同様に『経略復国要編』に基づき、中国人研究者の研究方向は常に宋応昌の「援朝」軍事活動と「備倭」についての建言に集中し、彼の家族構成に全面的な分析を行う研究はいまだ見られないのである²⁾。

本来、研究対象の総体的把握の前提は、その細部に対する具体的な研究に成立した部分的把握ということと言える。文禄の役における日明講和交渉の実際責任者に当てる宋応昌についての研究は、文禄の役と日明講和初期の実態をさらに明確させることに必ず何らかの価値が有るだろう。それに、宋応昌と北京における明の朝廷の相互関係の実態を明らかにさせるのは、宋氏の出身背景を解明さねばならないと思われる。こうした視座から言えば、宋応昌の出身研究の進展は、現在停滞している宋応昌研究をやり直す鍵であると言っても過言ではない。その上、文禄・慶長の役研究に新しい視座あるいは斬新的な方向を指向し得るのではなかろうか。小稿では、宋応昌の故郷である浙江省の方志史料と同時代文集類の私纂史料に基づき、明代の官纂史書『明実録』を参照しながら、宋応昌の出身背景と任官経歴を検証する作業をしたい。それから、小稿の展開に転入する。

一、宋応昌事跡の関係史料

先ず、現存の宋応昌関係史料について簡単に述べておこう。概観してみれば、現存の宋応昌関係史料は実に少ない。それらは、大別して自撰著書と他撰の官私史料との二種類に分かれている。宋氏自撰著書の中にもっとも有名なものは『経略復国要編』である。それは、萬曆二十年（1592）九月から萬曆二十二年（1594）二月にかけて、宋応昌が「備倭経略」の任に朝廷へ提出した上奏題本、配下将官へ出した軍事命令、朝鮮政府との往来公文と内閣輔臣を代表する中央官僚たちとの書簡等公私文書の文集である。『経略復国要編』に載せる公私文書を通し、宋応昌の一年半の任期に「経略」の職を務めていた実況をうかがわせるだけではなく、講和交渉に中央政治の影響も詳しく記録されており、史料信憑性の高い良質史料として中村栄孝・石原道博・北島万次などの文禄慶長役の研究で利用されたもので

ある。ところが、『経略復国要編』の編纂者は専ら宋応昌の職務に関わる公私文書の収録に専念し、宋氏の出身と交友状況を示す史料をほとんど編集しなかった。

引き続き、官撰の明代史書を調べてみれば、清の朝廷に編纂された明代正史としての『明史稿』と『明史』の編纂では、応昌の伝を立てることがなかったが、それぞれの「朝鮮伝」で彼の「援朝抗倭」の事跡を記載している。明代の官纂編年体史書『明実録』においては、宋応昌の任官経歴に関する記事が散在するが、彼の出身と家族の情報を提示すものが見られないのである。さらに、私撰史書の場合では、故繆鳳林氏が早く1930年代にすでに指摘した通り、談遷の編年体明史『国権』には、萬曆二十二年以降の宋応昌関係記事（1594）が完全に見られないようになる³⁾。

現存唯一の宋応昌伝記史料は、彼の同郷黃汝亨の撰する「経略朝鮮薊遼保定山東等處兵部左侍郎都察院右都御史宋公行状」⁴⁾しか残ってないのである。その外、同氏に作成の宋応昌の夫人顧氏の墓誌⁵⁾には、宋応昌の事跡に幾つか補えるところがある⁶⁾。また、宋応昌の行状によれば、それは、応昌の長男守一の嘆願を契機にし、門人羅大冠の作った年譜に基づいて作成されたものがよくわかる。とにかく、宋応昌の行状と夫人顧氏の墓誌は、現存の宋応昌の出身と家族情報のもっとも重要な情報源と言える。

二、宋応昌の出身と家族状況

宋応昌行状の「公嘉靖丙申十月初三日申時に生れ、而して以て萬曆丙午二月十日巳時に卒す。年七十一を得る」とある記載から、彼の生年は嘉靖十五年（1536）であり、卒年は萬曆三十三年（1606）であることがわかる。

宋応昌の家族と出身については、その行状の記事は次のようになっている。

按譜、公諱應昌、字思文、別號桐岡。其先會稽郡人、始祖先元占籍杭之仁和里。數傳而為曾大父義、義生富。富生四子、長曰儒、號虎山。公配何太淑人、生二子、長應期、次即公也。

読下

譜を按ずれば、公応昌と諱し、字は思文、桐岡と別号す。其の先は會稽郡の人だり、始祖先元は杭州の仁和里に占籍し、數伝して曾大父（曾祖父）義と為す。義は富を生み、富は四人の子を生む。長は儒と曰く、虎山と号す。公は何太淑人と配し、二人の子を生む。長は応期、次即ち公（応昌）なり。

現代語意訳

家譜によれば、先生の名は応昌、字は思文、別号は桐岡。その先祖は會稽郡の人である、初代目宋先元は杭州の仁和里に入籍して、何代に経って、彼の曾祖父とするのは宋義である。宋義は宋富を生み、宋富は四人の子を生んである。嫡子の名は儒で、号は虎山である。宋儒先生は何太淑人が妻として、二人の子を生んである。長男の名は応期で、即ち、次男は先生（応昌）である。

會稽郡は紹興府の古称であるから、上述の行状の記事によれば、応昌の一族は最初紹興府に在住し、初代の先元から初めて杭州城内の仁和里に定住することになった。つまり、宋応昌は杭州城内の仁和里に生まれ、育てられた筈である。ところが、この行状には、先元と義の間の先祖たちの情

報が完全に記されていない。其れのみならず、先元・義と富の代も、名前のほかには如何なることでも記されていない。通常は、歴代先祖の功績或いは徳行を讃えるのは、中国古代の行状と墓誌の基本的な特色と言える。家柄と先祖に記事の簡略さは、宋応昌の行状は明代上級官僚としての彼の地位に対する非対称さを反映する。応昌の行状は、父宋儒の活動はほとんど記されていないだけでなく、兄応期についての記事も非常に欠乏している。ただ、応期は実情不明の罪名で捕えられ、獄に下ることのみを記している。それについては、行状の記事は以下のようになっている。

會長公為功曹、坐侵、繫于理。公即出坊金、償官出之。

読下

会して長公（応期）は功曹と為し、坐侵して理に繋れる。公即ち坊金を出し、官に償す、之を出す。

現代語意識

長兄は功曹に任じる時、違法のために入獄した。先生は忽ち公坊金を出して、役所に弁償するために、長兄が出獄した。

此の事の経緯について、宋応昌の夫人顧氏の墓誌には、より詳しく記されている。

兄梧岡公為郡公曹、坐侵、繫於理。公願捐坊金贖伯氏、而虎山公顧難之曰、爾不念爾婦脫簪珥盡乎。淑人聞之起對曰、金與兄孰重、伯氏竟以是得出。

読下

兄梧岡公は郡公曹と為し、坐侵して理に繋れる。公坊金を捐し伯氏を贖わんと願う、しかるに虎山公顧ってこれを難じて曰く、爾は爾の婦の簪を脱き珥を盡すことを念ぜざらんや、淑人これを聞くに起きて対して曰く、金と兄はいずれぞ重きか、伯氏あえてこれをもって出づることを得る。

現代語意識

兄梧岡先生は郡の功曹に任じる、違法のために入獄した。先生は公坊金を捐納して、兄のあやまちを弁償したい。しかし、父虎山先生はこれに聞く、お前は妻のアクセサリーを売り切れることを心配しないのかと先生を責める。淑人はそのことばを聞いて、すぐに立て、金と兄はいずれが大事なのか、と答えた。兄はあえてこれをもって放免することを得た。

功曹は最初に西漢の地方官郡守の配下において郡署人事を司る重要な佐官であったが⁷⁾、明代の場合では、通常に官府の差役、すなわち下級役人の別称となり、実に明代で官府から百姓に委ねた「吏役」という労役に過ぎなかったのである。理は獄官の意味が有り⁸⁾、坐侵とは律法を犯することを意味する。それに、宋応昌の夫人顧氏の墓誌には、宋応昌の職名が「郡功曹」とされていることから、宋応昌は杭州府衙の一小吏であったことを想定しておきたい。

行状の「二十三歳に督學松坡畢公に賞識されるところに邑の博士弟子員に補して充らせる」(原文は「二十三為督學松坡畢公所賞識、補充邑博士弟子員」とある)という記事から、嘉靖三十八年(1559)、才能が浙江浙江提學副使畢鏘⁹⁾に認められたため、宋応昌が仁和県の県学に入学するこ

とになった。優れた才能を持っていた応昌は、それより六年後の嘉靖四十三年（1564）の郷試が合格して挙人になり、間もなく翌年の会試と殿試を経て第二甲の進士となった¹⁰⁾。

暫く主題から離れて宋応昌の後任、最後の「朝鮮経略」万世徳の墓誌を見てみよう。そこには、偏閩万氏家族の初代祖万傑が明成祖の「靖難の役」で挙げた功績以降、歴代の万氏先祖がモンゴル人との戦いで獲得した戦功を記載している。万世徳の状況に比較してみれば、伝記における父祖事跡の少なさと兄応期の地方官府の掾吏としての低い身分は、宋応昌が輝かしい家柄の持ち主ではなく、社会下層に出身することを示唆している。しかし、宋応昌の行状には、その家族の情報を更に明確させる内容が実に少なく、史料としての限界性が明白である。

続いて宋応昌夫人顧氏の墓誌を見てみれば、そこに顧氏の父については、彼が「武略將軍柳塘公」と称することが簡単に記されている。柳塘は明かにその號であり、武略將軍とは、明代武官の位階を示す武散官職の一種、品級は従五品である¹¹⁾。明代初期では、武略將軍は特定等級の武実官職に応じるわけではなく、明代の史料には、秩が正三品である衛指揮使のような上級武官に武略將軍を授ける例も稀なものではない。

一例を挙げてみれば、洪武元年（1368）、明太祖の親軍である羽林衛を率いた衛指揮使謝彦が元軍を退け、山東東昌路を鎮定した軍功を挙げて、武略將軍を授けられることになった¹²⁾。正三品の武実官職の衛指揮使は、明代の例に昭勇將軍・昭毅將軍・昭武將軍との三種の武散官職を授けると規定される¹³⁾。謝彦の事例は、むしろ明代初期の特例と見なせばよいのではなかろうか。明代衛所軍制の下で、武略將軍は千戸所の千戸・副千

戸・百戸に授与することが多かった。それで明代開国期の武将徐義の例を見てみると、彼は太祖朱元璋の「開国戦争」に活躍し、歴戦の戦功によって洪武三年（1370）に江陰衛百戸として武略將軍の位階が授けられた¹⁴⁾。

顧氏の墓誌には、父柳塘公は「與贈左司馬虎山公與最善」とある記事から、顧氏の父顧柳塘と宋応昌の父宋儒の間に深い交友関係があったことがよくわかるが、「武略將軍柳塘公」とある名号の以外に彼の身分と経歴などについての記事は殆ど見られない。それにもかかわらず、親しい姻親関係を結んだことから、両家族は互いに近隣地域ないし同地域に住んでいた地縁の関係を持っていた可能性も否定できない。

こうした視座から、広い範囲で地方情報を収集し、その時代の特色を後世の人間へ伝えくれる地方志に更に宋応昌の家族情報を探るという方法も適用するだろう。続いて宋応昌と彼の家族の情報を巡って、浙江及び杭州の地方志の中に詮索していくことにしたい。

三、地方志史料の情報補足

中国歴代の『浙江通志』編纂の嚆矢となるのは、明嘉靖四十年（1561）に成立した嘉靖『浙江通志』である。それは宋応昌の科举合格より四年前に刊行されたものなので、宋応昌の情報を記することが基本的に無理であろう。続いて清代の『浙江通志』の編纂を見てみれば、康熙・雍正・光緒三朝には、『浙江通志』の編纂を実行することがあったが、正式に刊行されたのは、康熙『浙江通志』と雍正『浙江通志』の二種類しかないのである¹⁵⁾。こうした二種の『浙江通志』には、共に宋応昌の伝記が付している。康熙『浙江通志』の宋応昌伝は、卷二十六の「名宦一・杭州府」条

にあり、雍正『浙江通志』には、卷百七十一の「人物四・武功」条にある。二つの宋応昌の略伝は大体内容が一致しており、基本的に黄汝亨の宋応昌行状の「援朝抗倭」関係記事に基づいて再編纂されたものである。二種の『浙江通志』の宋応昌略伝は、黄汝亨の伝記に見られない宋応昌の情報は提供されていないが、康熙『浙江通志』の卷二十九「選舉志」には、上掲の行状と墓誌の中に宋応昌の出身についての記事と異なる情報を提示してくる。

康熙『浙江通志』卷二九「選舉二」では、嘉靖四十四年科挙の最終試験「殿試」の合格者の名録、即ち「乙丑科範應期榜」が有り、その中に宋応昌の籍貫が「杭右衛」と表記されている。万暦七年（1579）に成立した万暦『杭州府志』卷三十五「兵防志上」によれば、杭州右衛は明太祖洪武四年（1371）に設置され、最初は仁和衛と称し、洪武八年（1374）には杭州右衛に改めた¹⁶⁾。科挙の合格者の名録は、伝記より信憑性の高い一級史料と考えられるから、そこに記する宋応昌の籍貫情報が非常に信頼に値するものと言えよう。

要するに、宋応昌の家族は、元来明代に代々衛所に属する「衛籍」に在った可能性が高いのである。故顧誠氏の研究に参考すれば、宋応昌の伝記史料における先祖の事跡が少ないと初代先元以降の歴代の先祖の名がすべて一字名であることは、宋応昌が総旗・小旗¹⁷⁾ないし普通兵士、つまり代々杭州右衛に在籍する所謂「祖軍」の家族から出身したことを示唆している。同様に、杭州右衛の管轄下に在った「民戸」に属する可能性も有る¹⁸⁾。

一方、同じ万暦『杭州府志』卷三十五「兵防志上」には、万暦七年の頃

に杭州右衛下の左千戸所に在った百戸顧洪の家族情報が記録されている。それによれば、顧氏家族の初代顧壯は江都即ち揚州の出身であり、「進征」の功績によって杭州右衛の左千戸所に百戸の世襲役職を授けられた。注目したいのは、万暦『杭州府志』『兵防志』の「杭州右衛」条の下には、顧姓の軍官がこの一例のほかには見れないのである。こうしたわけで、上掲の宋応昌夫人顧氏の墓誌においてその父「武略將軍柳塘公」を連想せざるを得ない。顧洪は、直接に「武略將軍柳塘公」に比定することが難しいが、両者の関連性は決して否定できなく、同じ人或いは親子関係である可能性が低くないと言えよう。

何故なら、顧洪の任所は宋応昌の籍貫と同じ杭州右衛であることは、その前、両家族は互いに近隣地域ないし同地域に住んでいた地縁的関係を持っているという筆者の推論は合致している。こうしたわけで、宋応昌の行状は、実に意図的に身分の低い「衛籍」の家柄を隠くそうとしていたことが窺がえるのであろう。

むすび

小稿は、宋応昌に関わる文集と地方志史料を利用しながら、試みにその史料考察から獲得した研究心得をまとめたことである。要するに、地方志史料と伝記史料の比較研究に、史料の欠乏に限られる宋応昌研究に新しい手法と視座を与えてくる。今後の研究は、より幅広く地方志と地方文集の基で、宋応昌と夫人顧氏の家族情報をより一層明確させることに専念したい。そして、宋応昌の家柄と彼の官歴ないし文祿の役での活動との関係も、続いて研究の要点にしたい。それら問題の解明は文祿の役の研究全体にも意義あることであろう。

注

- 1) 北島万次「壬辰倭乱時期の朝鮮と明」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジア中の日本Ⅱ 外交と戦争』東大出版会一九九二年）を参照。
- 2) 南炳文「宋应昌の军事思想」『明史研究』第二辑中国明史学会一九九一年。
- 3) 繆鳳林『経略復国要編』提要、『経略復国要編』影印本台湾華文書局一九七〇年再版。
- 4) 黄汝亨『寓林集』卷一七「行状」、『續修四庫全書』集部第一三六九册上海古籍出版社1995年。
- 5) 黄汝亨『寓林集』卷一五「行状」、同注4)。
- 6) 黄汝亨とは、字は貞友、明代後期有名な詩人と小説家である。雍正『浙江通志』卷一七八「人物六」を参照。中華書局二〇〇一年。
- 7) 宋一夫「漢代功曹・五官掾」を参考。『历史研究』一九九四年第五期。
- 8) 元 黄公紹・熊忠『古今御韻會舉要』では、理が治獄官とされる。
- 9) 畢鏞は、字は廷鳴たり、松坡と号す。『明史』卷二二〇「列伝一〇八」を参照。
- 10) 注4) 同。この行状には、宋応昌の県学入学から科挙に成功を収めたまでの経緯について「二十三為督學松坡畢公所賞識、補充邑博士弟子員。時均有唐先生善易、為折角受業、披易玩圖、餐臥俱廢。家故貧、蔬食布衣、晏如也。嘉靖甲子、薦鄉書十三人。會長公為功曹、坐侵、繫于理。公即出坊金償官出之。乙丑第二甲進士」とあるように記している。
- 11) 万曆『明会典』卷一二二「兵部五 凡武官階級」、内府刻本。
- 12) 李景隆撰「前軍都督僉事謝公彥神道碑」、明焦弘『国朝献徴録』卷一百八「都督府三」。
- 13) 『明史』卷七六「誌五二 職官五」、万曆『明会典』卷一二二「兵部五 凡武官階級」、万曆十四年『重刻增加京板大明官制大全』階勲。
- 14) 『国朝献徴録』卷一一一「各衛」、「建寧右衛指揮僉事贈福建行都指揮僉事徐公義墓碑」を参照。また、『国朝献徴録』卷九四「陝西四」に収める「陝西按察副使徐公聯墓誌銘」の伝主、弘治朝に活動していた徐聯の父徐景春は軍功を持って百戸の軍職に昇進したと共に、武略將軍の位階を受けることになった。
- 15) 光緒『浙江通志』については、管見の限り、浙江図書館所蔵の稿本だけが存在することがわかる。小稿の地方志典拠とは、康熙『浙江通志』は京都大学所蔵近衛本を利用し、雍正『浙江通志』は上掲の中華書局二〇〇一年版を使うことである。
- 16) 陳善等撰万曆『杭州府志』影印本二五四五頁、台湾成文有限公司一九八三年。
- 17) 万曆『杭州府志』影印本二五六九頁、原文は「顧洪江都人、始壯、以征進功授杭州右衛左所、世百戸、傳勇・勝・昂・琳、今洪嗣」とある。総旗は明代の衛所において五十人の兵士を率い、小旗は10人の兵士を率いる下級武官である。詳細は『明史』卷九〇「兵制二」を参照。
- 18) 顾誠『隱匿の疆土 卫所制度与明帝国』七二～八七頁。光明日报出版社二〇一二年。

参考史料

原本

明 『明会典』、京都大学人文学研究所蔵万曆十五年内府刻本。

明 『重刻增加京板大明官制大全』国立公文書館内閣文庫蔵万曆十四年本。

清 康熙『浙江通志』、京都大学附属図書館近衛文庫蔵本

刊本

明 宋应昌『経略復国要編』影印本、台湾華文書局一九七〇年。

清 張廷玉等編修『明史』、中華書局（北京）一九七四年。

明 陳善等撰万曆『杭州府志』影印本、台湾成文有限公司一九八三年。

明 黄汝享『寓林集』影印本、『續修四庫全書』集部第一三六九册上海古籍出版社一九九五年。

清 雍正『浙江通志』、中華書局二〇〇一年。

元 黄公紹・熊忠『古今御韻會拳要』、『欽定四庫全書薈要』一二〇吉林出版集团二〇〇五年。

明 焦竑『国朝献徵録』、広陵書局二〇一三年。

参考著書

顾诚『隐匿の疆土 卫所制度与明帝国』七二～八七頁。光明日报出版社二〇一二年。

参考論文

南炳文「宋应昌の军事思想」『明史研究』第二辑中国明史学会一九九一年。

宋一夫「漢代功曹・五官掾」、『历史研究』一九九四年第五期。